

合同会社にじのはな訪問看護（以下「事業者」という。）とご利用様（以下「利用者」という。）は、事業者より利用者へ対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 （ 契約の目的 ）

1. 事業者は、介護保険法令及びこの契約に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問看護または指定介護予防訪問看護事業（以下「サービス」という。）を提供します。
2. 利用者は事業者に各種サービスを受けたときには、利用料自己負担分を支払います。
3. 事業者は、サービス提供にあたっては、契約者の要介護状態区分及び被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

第2条 （ 契約期間 ）

1. 本契約の契約期間は、初回面接日から一年間とします。
2. 契約満了の前日までに、解約の申し出が無い場合、契約は自動更新されるものとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護（又は要支援）状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には変更後の要介護（又は要支援）認定有効期間満了日までとします。

第3条 （ 契約の終了 ）

利用者は、事業者に対して、1週間以上の予告時期において文書または口頭で通知することにより契約を解約することができます。また、事業者は利用者の病状の変化による場合、3ヶ月以上の利用履歴が無い場合は、文書または口頭をもって解約できるものとします。なお、事業者が保険医療機関の指定の取り消し等を受けた場合も同様です。また、利用者ご逝去の場合は、本契約は自動的に終了となります。

第4条 （ サービスの内容 ）

看護に重点を置いたものとし、具体的には次のとおりとします。

1. 病状観察（体温・血圧・呼吸・脈拍の測定等）
2. 療養環境の整備（安全性の確保）
3. 身体の清潔（清拭、洗髪、入浴介助、爪切り、足手浴、口腔ケア、寝衣交換等）
4. 褥瘡の予防・処置
5. 食事・排泄の介助・指導
6. 家族への指導
7. リハビリテーション（散歩・歩行訓練・車いす移動・ADL訓練等）
8. 福祉サービスの紹介
9. カテーテル等の管理
10. その他の医師の指示による医療処置
11. ターミナルケア等

第5条 （ 訪問看護計画の作成及び変更 ）

1. サービス提供責任者は、利用者の日常生活の状況や希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成します。また、その内容を利用者に説明して同意を得、交付します。
2. 訪問看護計画書には、サービスの目的や目的達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
3. 居宅サービスが作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
4. サービス提供責任者は訪問看護計画書の実施状況を把握し一定期間ごとに目標達成の状況等を記載した記録を作成し利用者に説明の上、交付します。また、必要に応じて訪問看護計画書の変更を行います。
5. 利用者はいつでも訪問看護計画書の変更を申し出ることができます。事業者は利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する契約の目的に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更するものとします。
6. 提供するサービスのうち、介護保険や医療保険の適応を受けないものがある場合には、そのサービスの内容や利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第6条 （ 利用料の支払い等 ）

1. 毎月、前月分を10日までに請求します。指定した方法にて25日までにお支払いください。
2. 正当な理由がなく、利用料が3カ月以上滞納した場合には、この契約を解除する旨の催告を行います。この催告から10日以内に支払いがない場合には、この利用契約は解除することができます。
3. 事業者は前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村と連絡を取り、解約後も利用者の生命に支障がない様、必要な措置を講じます。

第7条 （ サービス利用の中止、変更、追加 ）

1. 利用者は、利用期日前において、サービス利用の中止、変更、追加をすることができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
但し、訪問看護師の稼働状況により、利用者の希望期間にサービス提供が出来ない場合、他のご利用可能日時を提示して協議するものとします。
2. 利用者が、利用当日に利用中止を申し出た場合、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。
但し、利用者の体調不良など正当な理由がある場合は、この限りではありません。

第8条 （ 利用者の解約権 ）

1. 利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合には、1週間以上の予告期間を持って申し出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
2. 利用者は次の各号のいずれかに該当する場合は前項の規定にかかわらず、予告期間を

設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- 一、事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にも関わらずこれを提供しようとししない場合。
- 二、事業者が第 条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三、事業者が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。

第9条 （ 事業者の解約権 ）

事業者は、利用者が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにも関わらず、改善の見込みがなく、第 1 条に定める契約の目的を達することが不可能となった場合は、この契約を解除することができます。

第10条 （ 損害賠償 ）

1. 事業者は本契約に基づくサービス実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償を減じることができるものとします。
2. 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条 （ 守秘義務 ）

1. 事業者及び事業所に従事する者は、サービスの提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約終了後も継続します。
2. 利用者に係る、他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、利用者またはその家族の同意のうえで、情報を提供できるものとします。
3. 利用者に医療上の緊急の必要性がある場合、医療機関等に利用者に関する心身の情報等を提供できるものとします。
4. 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第12条 （ 苦情処理 ）

事業者は、提供したサービスに関する、利用者等からの苦情に対して、苦情受付窓口を設置し、適切に対応するものとします。

第13条 （ 契約外事項 ）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他所法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。